

【本号の内容】

1. はじめに
2. 円滑化法施行による効果
3. 円滑化法再延長の背景
4. 今後の事業再生への影響
5. おわりに

～中小企業金融円滑化法終了の影響について～

1. はじめに

中小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」)は、債務の弁済に支障を生じている、又はそのおそれがある中小企業又は住宅ローンの借り手から貸付条件変更の申込みがあった場合には、金融機関は、できる限り、貸付条件の変更等の措置をとるよう努める義務(努力義務)を負うことを内容とする貸し渋り・貸しはがし防止を目的として成立した法律です。円滑化法は、2009年12月に2011年3月までの時限立法として施行された後、2012年3月末まで期限を延長しましたが、このたび金融庁は、総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援への移行を円滑に進めていくため、円滑化法の期限を『今回に限り』2013年3月末まで再延長することを決定しました。

円滑化法施行により、金融機関の貸付条件の変更等の実行率は9割を超える水準となっており、中小企業者等の資金繰り改善や倒産回避に絶大な効果を発揮してまいりました。

その一方で、円高や震災の影響等により経済環境の好転が遅れる中、貸付条件の再変更を申込む企業の増加、条件変更先の倒産、経営改善計画の未達および未策定事業者の存在といった問題も顕在化しており、無秩序な不良債権の増加に対する懸念も高まりを見せ始めております。このため、金融秩序の維持と、抜本的な事業再生に向けた取り組みが必要不可欠な状況となっております。

そこでDCo News 第23号では、円滑化法再延長の背景から期限終了後に予測される展望と事業再生に与える影響について解説いたします。

2. 円滑化法施行による効果

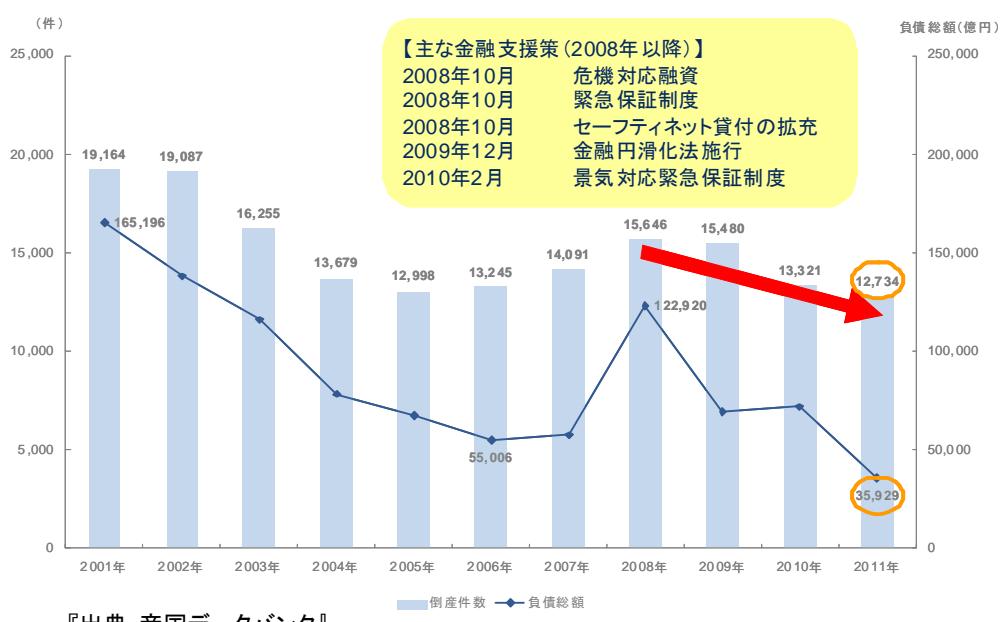
円滑化法施行により、中小企業の資金繰り、倒産回避に絶大な効果があったことは上述のとおりですが、具体的にどの程度の効果があったかについてご説明いたします。

金融庁が公表する資料では、円滑化法が施行された2009年12月から2011年9月までの間に249万件(金額では68兆円)の貸付条件変更の申込みがあり、申込み件数に対して91.8%にあたる229万件(金額では63兆円)について、金融機関は貸付条件の変更を実行しております。仮に

1社あたりの取引金融機関数を3行とした場合、貸付条件の変更に至った企業数は76万社にのぼり、いかに多くの企業が円滑化法による利益を享受してきたかが窺えます。

倒産件数についても、世界経済が景気後退局面を迎える中、円滑化法を中心とした政府による手厚い金融支援策により2009年より3年連続で減少する結果となっております。また、大型倒産についても減少し、2011年の負債総額は、21年ぶり(1990年以来)に5兆円を割り込みバブル期並みの水準となっております(図1参照)。

【図1】倒産件数と倒産負債総額の推移



企業の資金繰り改善、倒産回避に絶大な効果を発揮した

一方で、条件変更債権は不良債権の予備軍となっている懸念も

このように、円滑化法の施行により、企業の資金繰りが改善し、多くの企業が倒産を回避することができたという効果をもたらしました。

円滑化法が努力義務であったにも関わらず、ここまで効果をもたらした要因としては、円滑化法という法律の整備のみならず、金融検査マニュアルの改訂を含む、一体的な施策の導入により、金融機関が努力義務を果たしやすい環境を整えたことが大きかったと考えられます。

3. 円滑化法再延長の背景

円滑化法は、上述のとおり中小企業の資金繰り、倒産回避に絶大な効果を発揮しました。一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もあり、中小企業者等が本来果たすべき経営改善努力が疎かになってきた面も否定できません。

その結果として、一部報道によると、条件変更債権のうち 40 数兆円は不良債権予備軍、5~10兆円は潜在的不良債権化のおそれなど、円滑化法の副作用を指摘する声も出始めています。

実際に貸付条件変更実行後に倒産に至る企業が増加しており、東京商エリサーチによると、2011 年の円滑化法に基づく貸付条件変更実行後の倒産件数は 149 件となり、前年の 49 件から約 3 倍に急増しています。

このような状況の中、円滑化法は 2013 年 3 月を最終期限として再延長に至りましたが、その背景としては、出口戦略として、事業再生に向けた支援に軸足を移し、金融規律の確保に向けて、金融行政が明確に方針を転換したものと推察できます。そのため、再延長となった 2013 年 3 月までのこの一年間は、これまでの円滑化法施行期間とは大きく異なったものになることが予測され、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施、事業再生等の支援を図るための様々な制度・仕組みの活用(例: 中小企業再生支援協議会等の公的支援機関との連携)を進めていくものと考えられます。

業況不振企業の再生・淘汰は待ったなしの状況に

また、再度の条件変更申請や経営改善計画の未達企業については、より一層の経営改善努力の実施が求められることとなり、その結果として、これまで先送りされてきた業況不振企業の再生・淘汰は待ったなしの状況になることが想定されます。

4. 今後の事業再生への影響

上述のとおり、円滑化法終了までのこの一年間は、業況不振企業の再生・淘汰は待ったなしの状況になることが想定されます。金融庁は円滑化法の再延長にあたり、金融規律確保のための施策を講じる一方、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていく(「出口戦略」)必要性、円滑に事業再生等に向けた支援に軸足を移していく(「ソフトランディング」)必要性について言及していますが、その一環として、2011 年 11 月に金融庁の景気対応検討チームが『「資本性借入金」の積極的活用について』をリリースしており、円滑化法の終了を見込んで、今後は、「資本性借入金」が一層活用されていくことも考えられます。

そこで、ここでは「資本性借入金」の概要と効果についてご説明いたします。

資本性借入金とは、十分な資本的性質が認められる借入金、即ち貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、具体的には、①長期償還不要な状態にあり、②配当可能利益に応じた金利設定を原則とする、③法的破綻時の劣後性が確保されている要件を備えた借入金です。

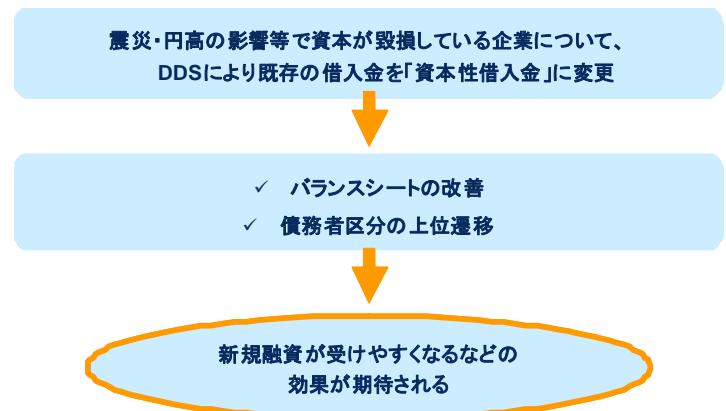
資本性借入金は、金融機関が債務者の財政状態を判断する上で『資本とみなす』ことが可能であり、結果として、バランスシートが改善し、金融機関からの新規融資を受けやすくなる等の効果が期待されております。

資本性借入金は、2009年12月の「金融検査マニュアル[別冊中小企業融資編]」において「資本的劣後ローン(准資本型)」として定められていましたが、今般の改訂では金融検査マニュアルの運用の明確化を図ることによって、より活用しやすいものとなっております(具体的な変更点については、図2参照)。

【図2】資本的借入金の明確化と期待される効果

	現行	明確化後
対象	特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる旨を記載。	「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる条件を直接明記。
償還条件	15年	5年超
金利設定	業績悪化時の最高金利0.4%	「事務コスト相当の金利」の設定も可能
劣後性	無担保(法的破綻時の劣後性)	必ずしも「担保の解除」は要しない (但し、一定の条件を満たす必要)

『出典:「資本性借入金」の積極的活用について(金融庁)』



なお、資本性借入金が活用可能な企業についての制限は設けられていないため、破綻懸念先に区分されているが資金需要がある企業、事業再生過程において実質債務超過の状態が長期間継続することが予想される企業については、資本性借入金を活用することも一案と思われます。

5. おわりに

円滑化法終了までのこの一年間は、債務者企業の実態に応じて、金融機関の対応も大きく変化してくることが予想され、抜本的な対応が進むものと思われます。また、条件変更を実行した企業については、円滑化法の期限終了後には、円滑化法施行前の状況に戻ることを念頭に置いて今後の事業計画を策定することが肝要であると思われます。

そのため、再生を目指す企業においては、自社の資金繰りを適切に把握し、収益力を高めるとともに、資本性借入金によるバランスシートの改善を図ることも重要な選択肢の一つになっていくものと考えられます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

小原 晓人 ヴァイスプレジデント aohara@dcokk.com
小田原 崇行 アソシエイト todawara@dcokk.com